

神奈川県と株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ及び社会福祉法人一燈会との  
ともに生きる社会かながわ実現に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ（以下「乙」という。）及び社会福祉法人一燈会（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、ともに生きる社会かながわの実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、県民の共生社会への理解に寄与し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) ともに生きる社会かながわ憲章の普及に関すること
- (2) 農福連携の推進に関すること
- (3) 認知症施策の推進に関すること
- (4) その他、共生社会の推進に関すること

2 甲と乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙丙合意の上、決定する。

3 甲と乙及び丙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

（従事者の損害補償）

第4条 この協定に基づく業務に従事した甲と乙及び丙の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第5条 乙及び丙の構成員は、この協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び丙の構成員がこの協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙及び丙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙及び丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙及び丙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙及び丙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月23日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県足柄上郡大井町上大井408番地1  
ZUCC FUTSAL BASE 大井2階  
株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ  
代表取締役社長 佐藤 伸也

丙 神奈川県中郡二宮町一色1435-1  
社会福祉法人 一燈会  
理事長 山室 淳